

慶大 S F C 小論文



1章

【添削課題】（共通問題）

出典：オリジナル問題

解答

【解答例①】

問1

子どもには何よりも自然が必要だが、ごくたまに山野に出かける程度では単なる非日常に過ぎない。そこで、身近な学校や公園の中に子どもたち自らが自然を「再生」する活動を提案したい。ビオトープでも野菜畑でもよい。自然の営みを学び、理解しつつ、再生させるのである。都市の中の自然は継続して手をかけなければ維持されないから、活動は途切れることがない。そのため、日常的に、触覚的・筋覚的に自然を実感できるはずである。

問2

私の提案する「しくみ」が目指すのは、子どもの生活環境に自然を組み込むことであり、単に自然に触れるというものではない。それは自分の手で自然を育む体験であり、自然のリズム、生命現象の移り変わりを体感することである。同時に、他の子どもとの協働もポイントになっている。資料1が論じる「遊び」とはやや異なるが、子どもにとってこうした活動は、もはや「遊び」「学習」「仕事」といった分類を超える体験と言えるだろう。

ここで私が念頭に置いている子どもたちの問題とは、次の二つである。第一に、多くの子どもたちが本物の自然を体感していないこと。ひいては、生命というものに対する実感的な認識が希薄だと思われることである。第二に、自然の中で遊ぶことが少なくなったことにも結びついているが、子どもたちの体力の低下、あるいはしばしば指摘される「生氣」のなさという状態である。自然の生命力に向き合い、土や草とたわむれる体験は、私自身を振り返っても最も欠けていたものである。

資料1の12項目で言えば、②「自然環境」を、①「本物」として体験することが主眼であり、さらにそれを①「参画と環境学習」として展開するものである。必然的に多くの子どもとの協働が生まれ、また自然に詳しい大人たちから知恵や技術を受け継ぐことにもなるから、④「多様な交流」の機会を増やすことにもつながる。

この提案には、私自身に対する反省が込められている。野山や海へ出かけて稀少な自然に触れることも、心を豊かにするのは確かだが、日々の生活のレベルで自然を体感することがあまりに少なかった。近年注目されている里山のように、人間と自然の関係は常に密接な関わりを維持する中でこそ命をもち、自然をも含めたコミュニティが生成される。そして私の提案では、そうした関わりを子どもたち自身が持続し、しかも子どもから子どもへと受け継いでくれると期待されるのである。

【解答例②】

問1

道を取り戻すのは難しいので、図書館・科学館・美術館等の施設を活用し、それらをネットで結んでヴァーチャルな遊環構造をつくり出すことを提案する。各館でゲームをはじめとする遊びを展開し、ネットによって相互に参加できるようにする。今では声や映像によるコミュニケーションはもちろん、ヴァーチャルリアリティ技術によって触覚も伝えられる。親たちも加えて、日頃はなかなかつかれない大きなコミュニティを実現してほしい。

問2

現代の子どもを取り巻く諸問題のうち、私が強く懸念しているのは、子どもの孤立である。食育推進の重要なきっかけにもなった「孤食」に見られるように、子どもたちのコミュニケーション不足が深刻化していると思われる。感性が養われず、他者との意志疎通の能力を欠くようになることは重大な問題であり、そもそも社会なるものが成り立たなくなる。現にそのような兆候が、学校をはじめとする場でさまざまに現れているようだ。

そこで、「遊び」を通して子どもたちの人とのつながりを再構築する必要がある。資料1の12項目で言えば、④「さまざまな交流」の充実と、それによって⑩「子ども文化」を形成することが第一の課題となろう。さらに前述の孤立問題が、子どもにとって最も身近な家庭という場所で起きていることを踏まえれば、ぜひとも⑤「家族のための機会」もあわせて視野に入れておきたい。

私の提案は、以上のような観点から構想されたものである。人との接触の機会を増やすためには、子どもたちが関心を共有し、一緒

に社会・世界を広げる体験をすることが有効なはずである。しかも美術館や科学館といった場は一種の「非日常」な体験を提供できるから、それ自体がシンボリックな場であり、「めまい」を体験できるだろう。初めて出会う友だちと一緒に、そして家族と一緒に、そうした体験を夢中になって共有することが、今の子どもたちに不可欠ではないか。

あえて閉鎖的な施設の活用を提案したのは、安全性などを考慮したためであるが、それだけではない。コンピュータやインターネットを駆使することで、ヴァーチャルな世界ではあっても「遊環構造」はつくり出せるだろうし、そうしたツールを通して、逆に今日のハイテク社会に対する対応力や批判力を身につけることができると考えるからである。遊びつつ社会への対応力を養うこと。これが私の提案のアピールポイントである。

1 出題の意図

慶大は総合政策学部、環境情報学部ともに、学部設立当初から形式・内容ともユニークな小論文試験を実施しているが、近年の出題では、設問の指示がとても詳細になっている点も特徴である。出題の全体的な枠組みは大きい場合が多く、全体を貫く一つのテーマについて、資料として提示された複数の課題文や図表を読み解きながら、段階的に考察させるようになっていく。しかし、制限時間内に多量の資料を「読解・分析」して、課題解決のための「論述」を組み立て、その上で自身のアイデアの「売り込み・プレゼンテーション」を行う、というのは、きつい要求である。普段から好奇心旺盛で、さまざまな分野に関心を持って情報をストックしている者でなければ、こうした問題をこなすことは難しい。その意味で十分に「適性検査」の意味合いを持つことを、志望者は意識しておこう。

今回の問題のテーマは「子どもの遊び環境」というものであるが、資料を読んでわかるように、この問題は「環境」「まちづくり」「情報」「安全」などといったさまざまな視点が織り合わされている。総合政策学部・環境情報学部が重視している「領域横断的な論点について多角的に考えることのできる力」を、この問題を通じて養ってほしい。もちろん背景には「少子化」という大きな社会問題もあるのだが、問われているのは決して「少子化対策」ではないので、論述が出題の主旨からそれないように注意したい。

2 課題文の読解

問題にとりかかる前に、まず出題資料の全体像を見ておこう。すぐに気づくのは、資料1のポリウムが圧倒的に大きいこと。設問においても、資料1に示された概念や理念を活用するように求められているから、読解を通して着眼点やヒントをなるべく多く引き出していくことが望まれる。資料2と資料3は、資料1では説明が不足する観点を補う意味を持つ。「自然の世界」と「ITのヴァーチャルな世界」という対比になっている点をどう受けとめるかは解答の方向性にも影響してくるので、単なる参考事例としておろそかにしない必要がある。

資料1を読む

順を追って本文を読み、論点を確認するが、関連する箇所を適宜結びつけながら考察を深めていく(《内は小見出し》)。

最初に論じられる《道が子どもの居場所でなくなった》ことは、本文の核となる論点である。なぜなら、筆者が《子どもの遊びやすい空間の構造》においてポイントにしている「遊環構造」は「道」によって成り立つからである。道や路地は、それ自体が「遊び場」であったのに加えて、たくさん遊び場をつなぐ通路でもあった。この二重の役割を持つ「道」が自動車によって占領され、子どもの「遊び空間」は決定的に掘り崩されることになった。すでに君たちの世代では、道で遊んだ経験がない人も少なくないのではないか。そして、散歩中の保育園児の列にクルマが突っ込むような痛ましい事故が一向になくならないことから明らかのように、歩行者優先の道路づくりもほとんど進んでいない。ただしこれは政策だけの問題ではなく、《子どものための住環境》が示すように、人々が閉鎖空間に閉じこもって公共の場から離れ、道のような公共空間のあり方について議論を深めないことにも問題があるだろう。

次に筆者は、代表的な遊び場である《公園と学校の安全性》について論じる。公園については近年、遊具の危険性や死角の存在が問題化しているが、絶対的な安全はありえないため、公園をサポートする人の必要性を指摘する。《大人の犯罪》が学校を脅かしているように、できれば開放されていることが望ましい公園や学校だが、安全性を優先させると閉鎖的にならざるを得ない。そうした最近の社会状況を考察の前提として確認している。安全性を確保しつつ、遊び場の本質として重要な開放性を実現するには、やはり人の役割に頼る以外にないだろう。

《全ての公園にプレイファシリテーターを》というのは、こうした流れを受けたものである。ただしそのねらいは安全性だけで

はなく、むしろ次の《自然環境の変化と安全の継承》で述べられるように、危険を避ける知恵や遊び方を大人が教える必要が出てきたということでもある。遊びには本来的に危険もつきものであり、かつてはその危険を避ける知恵や遊び方が子どもたちの間で教えられ、受け継がれていた。しかし子どものコミュニティが崩壊したことから、それが期待できなくなったのである。自然環境を子どもにとつてもっと身近なものにしたい、と考えるのであれば、なおさら大人たちの手助けが必要とされる。すなわち、子どもの安全を見守りつつ、子どものコミュニティ形成をサポートする大人が求められているのである。

ここで本文をもとにアイデアを展開してみよう。危険性が指摘される公園の遊具については、そもそも遊びにブランコやすべり台等の遊具が本質的に必要か、と指摘できる。環境さえよければ、子どもは自分たちで遊びを発明するものだ。どこも同じように遊具を配置した画一的な公園こそ、大人の貧困な発想を表していると見るべきだろう。そう考えると、校庭は単なる運動場でいいのかという筆者の問題提起も関連してくる。スポーツのためのスペースも必要だが、「校庭＝学校の庭」と読み替えると、発想は転換されるのではないか。つまり、自然環境を身近にと考えるなら、公園や校庭こそがそのための候補となるはずである。

このように、本文からヒントを得てアイデアを思い浮かべつつ、《子どもの遊びやすい空間の構造》以降に述べられる理念的な考察と自分のアイデアとをうまく結びつけることが重要である。筆者の示す「七つの原則」について、「循環機能」は必須の前提として他に要点を挙げれば、やはり「変化に富むこと」と「開放性」であろう。しかも考えてみれば、これらの要素はむしろ単独では存在しにくい。個々の遊び場が開放的でなければ「循環」は成立せず、「循環」をつくるような複数の遊び場があれば「多様性」も生まれない。また、「触覚・筋覚空間」という概念も、「空間の質」を考える上で絶対に外せない要素である。

つづく《子どものための住環境》では「住居」が問題とされるが、ここでも重要なヒントが得られる。最近の住居のあり方が「接地性」や「オープンスペース」を失っているということは、道や路地、公園などの「遊び空間」そのものが失われたばかりか、住居のあり方の変化を通して人々が「遊び空間」から子どもたちを切り離すようになったことを意味している。したがって、遊び場をいくらかたくさん用意しても、そこに近づく工夫や努力をしなければ効果は上がらないことになる。住居のあり方に現れた個人の生活観も、変革しなければならないだろう。

最後の《子どものための建築・都市づくりガイドライン》で大切なのは、子どもを取り巻く問題に取り組む上では、社会的要因について考えると同時に都市や建築といったフィジカル（＝物理的）な環境を合わせて考察することが欠かせない、というメッセージである。

資料2からのヒント

「森の幼稚園」は、資料1の筆者が求める方向にまさに合致するものだ。幼児教育の先進国として日本でも注目が高まっているデンマークでは、この他にもさまざまな取り組みが見られるそうだが、「幼稚園としての施設（器）を持たない」というのは、斬新で思い切ったものに映る。幼児教育を何かと「勉強」や「受験」に結びつけがちな日本の現状とはずいぶん異なるようだ。確かに、幼児期の子どもたちが何かを学ぶときに「机や椅子」が必要とは限らないだろうし、自然の中で丈夫な体を育むことは何にも増して重要に思われる。

この「森の幼稚園」が現在の日本ですぐに広まるのは難しい気もするが、その理念と発想は参考になるはずだ。そう言えば、英語の school は学ぶ場所を指すのであって、学校の「建物」を意味するのではない。日本では「教育」というとまず学校という「ハコ」を思い浮かべるのが通例だろうが、より柔軟な発想も必要であるし、実際に環境教育などを通してそうした芽が育ちつつあり、今後のさまざまな取り組みにも期待される。

資料3からのヒント

資料3は資料2と対照的に、子ども社会のIT化を端的に示している。今や子どものコミュニティを「路地」や「自然」といった言葉で語るのは時代錯誤ともなりかねない。このことに対する評価は分かれ、子どものネット利用を批判する人もいることだろう。

しかし、現実の社会がネットを縦横に活用している以上、「ネットに無防備な子供をどう守るか」は必然的に「社会的な関心事」になる。危険だからと子どもを隔離するのも一つの考えではあるが、むしろネット社会の利点と危険性を理解し、マナーを身につけるための体験を用意することも大切な配慮ではないか。シモンズ氏が言うように、「ネットの醍醐味と安全性」を両立させる工夫が、大人たちに求められる。それに、資料1が述べる「街」の現状を考えれば、ネットを子どもの「遊び空間」の充実に活用することも有力な選択肢である。少子化時代に子ども同士のコミュニケーションをどう広げるか、という観点からも、この「子供専用SNS」の事例が示唆を与えてくれるだろう。

3 論述へのアプローチ

問1の考察

設問のポイントはもちろん、資料1の筆者の言う「子どもの遊びやすい空間の構造」をどう反映させるかである。一つの事例でしかも二〇〇字という字数制限だから、例えば「七つの原則」全部を取り入れることなど不可能であり、自分なりに重視する要素を絞って、それがきちんと反映された「提案」になるよう配慮すればよい。すでに資料1を読みながら触れたが、この「七つの原則」の要点をさらに整理すれば、キーワードとして「循環」「変化」「ポラス（＝開放系であること）」などが挙げられる。さらに「近道」はすなわちある種の「逸脱」が可能であることを表しているし、「シンボル性」や「めまい」は、子どもたちの心を強く引きつける求心性の高さが何らかの形で必要であることを示す。同時に、「触覚・筋覚空間」という特質も、事例を考案する際の大きなヒントである。これらは密接に関連しているので、適切な事例であれば自ずと複数の「原則」「特質」を視野に入れたものになるだろう。もちろん解答では、以上のキーワードをうまく用いて、自分の「提案」を資料1の内容と関連づけることが重要である。

ここでは参考として、解答例以外の「提案」をいくつか挙げながら、さらに解説していこう。「提案」の中身についての条件は設問を読めばわかる。つまり「空間的な構造物（＝建築物など）」や「遊具」といった「モノ」、さらに社会的な「制度」、そして「コミュニケーションのあり方」である。この三要素のいずれか、あるいは組み合わせたものを軸として考えると、事例を案出しやすくなるのではないか。

【参考例①】「道の公園化」

「歩車共存」ではなく、歩行者専用の道を学校や公園に隣接した場所に用意する。自動車は締め出し、子どもの遊び空間として自由に使えるよう工夫や配慮を施す。ただし余計な遊具などは設置しない。大人にもそこを通路として利用してもらうことで、人の目が行き届くコミュニティを実現したい。かつて日本各地で盛んだった「歩行者天国」の現代風アレンジと言ってもよいだろうが、やはり恒常的な遊び場として実現することが重要だろう。

【参考例②】「形のない公園」

モノとしての遊び場の整備はもちろん重要だが、「移動」の要素を取り入れ、参考例①とは逆に、恒常的な施設にとらわれな

い遊びを子どもたちに楽しんでほしい。レンジャーやファシリテーターといった大人が支援して、固定的な場所にとらわれずに街のあちろちろを遊び場にしてしまおうという取り組みである。学校や公園などに集合してから、行き先や遊び方を子どもたちに決めてもらう。「制度」と「コミュニケーション」に重点を置く提案である。

【参考例③】「川を道の代わりにする」

道の魅力は「どこかにつながっている」ところにある。しかし、交通量の多い街中の道路をすぐに子どもに開放することは、現実的に難しい。そこで、川の流域（河川敷）全体を公園や路地としてつくり変えてしまおうというのである。河川敷公園は既に見られるが、多くはグラウンドやゴルフ場など、広い面積を「専有」するために大きな河川を利用している。ここで提案するのは小さな川である。もちろん「水の危険性」への対処が欠かせないが、公園や学校等の施設と効果的に連結し、「遊環境」を実現したい。

さて、解答例もそうだが、最大のカギはやはり「安全性」との両立である。子どもたちを閉じこめてしまえば話は比較的簡単で、例えば児童館のような「ハコモノ」をつくるのはたやすいことだろう。しかしそれでは不十分なのは、資料1の指摘から明らかである。建物などの施設の場合は、いかに開放系にするか、あるいは「制度」「コミュニケーション」等の要素を複合して閉鎖的ではない空間をいかにつくり出すかに、この「提案」の魅力がかかっている。

問2の考察

あなたの提案の長所をアピールするという論述であるが、実際に書いてみると問1よりも楽かもしれない。というのも、問1の着想を練る時点で、この設問文が要求している要素はほぼ頭に思い浮かべていると思われるからだ。もちろん漠然としている部分もあるだろうが、それを設問に従って明確に言語化していけばよいのである。

「どのような利点や貢献があるか」という指示は、全体の枠であり、これは「その際」以下の指示に應えることで自ずと論じられる。すなわち、「12項目」から「重視するものを取り上げ」る際には、君たちが「子どもを取り巻く諸問題」のうち、どのような問題を具体的に想定しているかが見えてくるし、その問題の「解決」に君たちの提案する「しくみ」が「どう関連するのか」を論じていけば、自ずと「利点や貢献」を説明することになる。たいへん親切的設問なのである。

したがって論述では、「重視する項目の提示」「提案の背景として想定している問題点の提示（特定）」「自分の提案についてのアピール」の三つの要素をそろえることが必須であり、これだけで三つの段落が埋まってしまう。前置きや各要素間の展開、アピールのまとめなどを加えていけば、八〇〇字はすぐに費やしてしまうと思う。むしろ、言いたいことの目的を絞って、しっかり「アピール」するよう心がけよう。

4 解答例について

解答例①について

「子どもを本物の自然に触れさせる」という議論はいかにもよく耳にするものであり、資料1の主旨からも最も容易に導けそうなテーマである。それだけに、よく考えを練ったものであることをいかに「アピール」するかがカギになる。この提案のポイントが自然を「つくり出す」ことであり、自然の生のプロセスに寄り添うことを「本物」の条件として示している。既にそこに存在する自然とつき合うことよりも、はるかに多くの知恵と労力を要求されるはずであるし、自分が育てた自然であれば子どもたちが愛着をもつ度合いも違ってくることだろう。

また問2では、この提案が資料1の主題である「遊び」とは質的に異なる点をあえて指摘し、「遊び」の概念を自分なりに組み換えていることを明確にした。もちろん問1は「遊びのしくみ」と要求しているわけではないから「遊び」以外の提案をしても誤りではないのだが、これは独自の視点を強調する工夫である。さらには、高みからものを言うような印象を薄めるために、こうした「本物の自然」に関する議論が自分自身の体験への反省にもとづいていることも付け加えている。

解答例②について

問1の提案は、二〇〇字という字数では具体的な内容を展開するにはややきつく、抽象的な説明しかできなかった。しかしこうした場合は、問2の「アピール」で段階的に論じられることをうまく活用したい。

提案では、インターネットやヴァーチャルリアリティなど、研究でも述べたように子どもの遊び環境としては賛否両論が出そうなものを取り上げたので、その点を問2の「アピール」でどうフォローするかが重要となる。そこで問2では、まず初めに子どもを取り巻く問題を具体的に明確にし、しかも「孤食」という問1の提案とは全く別の領域から問題点を取り上げること、視野の

広さと説得力を打ち出そうと考えた。

また、この提案は「自然」や「本物」を重視する資料1の論旨に添わない部分がある。そこで、むしろ社会の現状をどう受けとめるかという「現実主義」的な姿勢をもとにしていることを明示しつつ、そうした中で、理念をどう実現するかに意を用いていることをアピールしたつもりである。資料1のキーコンセプトを多数取り入れている点も、参考にしてほしい。

2章

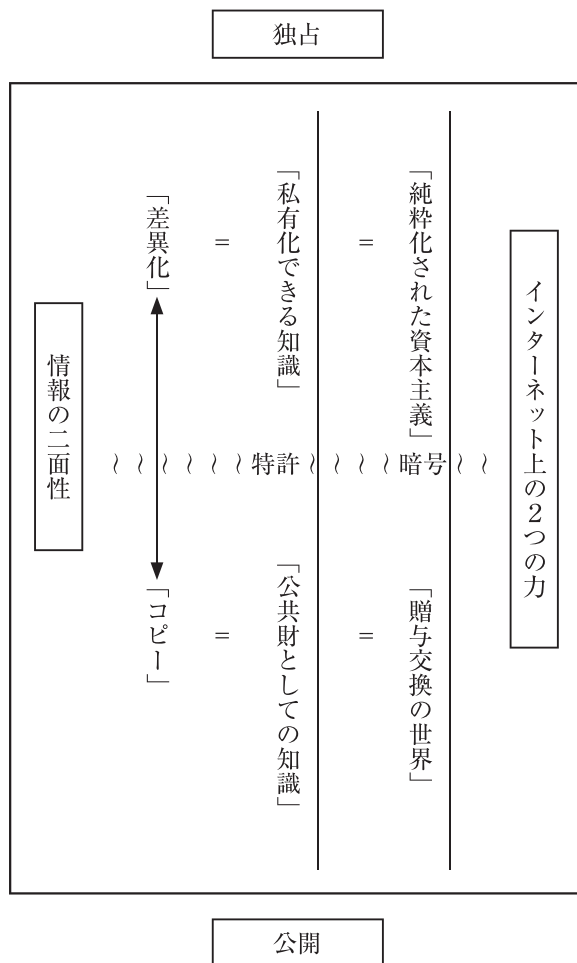
【添削課題】（環境情報学部対応）

出典：慶應義塾大学・環境情報・96年

解答

【解答例①】

問1



問2

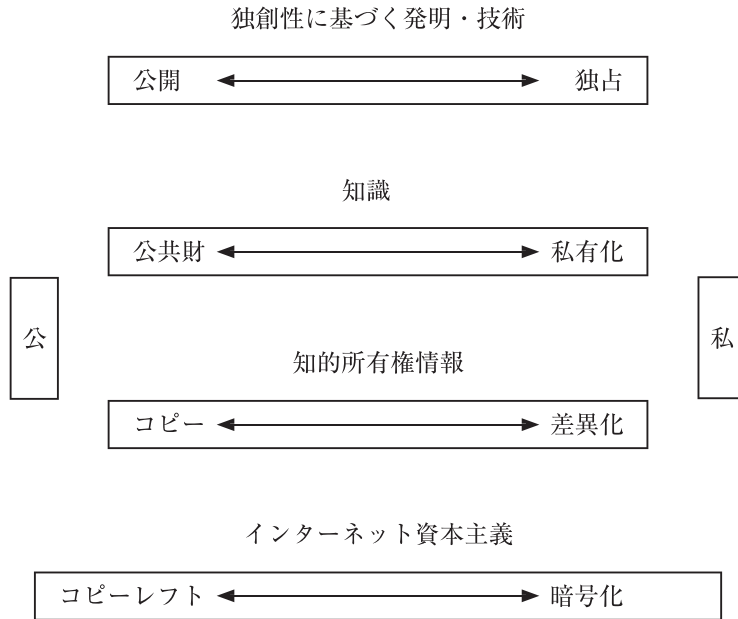
資料3によれば、現在インターネット上では相反する二つの考え方がぶつかっている。すなわち、「まさに情報そのものを商品としてやりとりするポスト産業資本主義」と、「おたがいの間の信用を基礎にして成立する贈与交換の世界」の二つである。これを資料2の言葉をもって言えば、「経済価値を付与」された「私有化できる知識」と「公共財的な知識」という、知識の社会的な位置づけをめぐる矛盾と重なる。こうした対立関係は、図で示してきた通り、情報が本来持つ二面性に対応するのだと考える。つまり、「差異性そのもの」という側面と、「簡単にコピーされてしまう」という側面である。前者の性質により、情報は、時に社会的・経済的に大きな力を持つことになり、「エゴイズム丸だしの」特許制度が確立された。一方で、後者の性質はそれにまったく矛盾する形で、価値としての差異を無効にしてしまうものである。こうした情報の取り扱い方を、日本の特許制度という視点から眺めたのが資料1である。

インターネットを純粹に情報化されたモデルと考えるとき、このような情報の二面性を反映した大きな問題が起きてくるのが資料3に述べられている。二つの力は、どのように折り合いをつけていくのか。インターネットの起源であるアメリカでは、既に大きな動きがいくつも見られ、日々状況は変化している。例えば、電子マネーやネット上での経済活動に不可欠となる暗号システムについて、現在アメリカ政府の関心が高まっている。キーエスクロウ（暗号預託制度）、即ち、暗号を解くための秘密鍵のコピーを国家に提出しておかねばならない制度である。しかし、当然ながら、プライバシーや情報公開の問題と絡んで、大規模な反対運動が起きた。開かれたネットとネット上の資本主義の対立関係を示す例であろう。また、ネット上での著作権も、新しい知的所有権の問題として議論されている。

インターネットが日本のマスメディアで語られる時、こうした議論にはほとんど触れられないことが多い。従来どおりの欧米への追従方式でいけば、資料1で言われるような独創の土壌は育たないだろう。流行に任せてネットの世界に入っていくということは、同時に情報の二面性の世界で問題と向き合わなければならないことだと、私たちは認識すべきである。

【解答例②】

問1



問2

ある学会で、若い研究者が学会誌に投稿した論文が、本人に無断でその学会誌の編集委員長により手直しをされ、掲載されたという話を聞いた。一悶着あった後の、その委員長の言葉がふるっている。「私が手直ししなかったら公にする価値のない論文だったのだから、感謝されて当然なのに、なぜ責められねばならないのか。」

この言葉はまさに、現在の日本の「オリジナリティ（独創性）」というもののへの意識の低さを象徴している。若い研究者の書いた論文はもとと公にする価値はないと決めつけ、研究者としてのキャリアの長い権威ある者が、父親的慈愛の下、その価値を付加してやったと言わんばかりの物言いだ。この言葉は、日本人の「公あつての私」的発想というか、公開することや公共の問題がまず優先され、「私（個）」の問題は二の次、という単純な発想を如実に表していると思う。この例で言えば、若い研究者のオリジナリティなど「論文が公にされたのだからいいじゃないか」という発想だ。この事例は図でも示したように、公と私を同じ線上に位置し、その両方に關してバランスよく考えなければ根本的に解決できない問題が存在することを意味している。

例えば資料2・3にある知的所有権が侵されてしまうと、コピーが巷に氾濫し、情報商品が商品として成立せず、その結果情報が匿され（独占され）、その公共財的側面も危うくなる。公の問題は私・個の問題でもあり、私の問題は公の問題でもあると捉えることができるよう、発想の転換をすることが今日の日本の課題であるように思う。

その理由として、資料3で言及されていた高度情報社会の電子メディアの代表としてのインターネットは、私・個の利益拡大と同時に公のそれも拡大する可能性を持つ点があげられる。例えば、今まで投票所に出向けなかった障害者や高齢者が、インターネットで投票したり、直接政府職員や国会議員にその声を届けることが可能になれば、それは高齢者・障害者の私・個の問題にとどまらない。まさにそれは政治を多様な人々の声を反映したものにする可能性を拡げるのだ。

少なくとも今私達がなすべきことは、流行だけでインターネットの導入を急ぐのではなく、それが個（私）の尊重と公共性の両立を可能にする側面をもつという事実を認識すると同時に、公私の問題の関わりについて理解しておくことだ。

1 設問要求

資料（課題文） 1・2・3をそれぞれよく読んだ上で、

問1 資料の中で使用されているキーワードを十個程度使い、主な論点とその相互関係を図で表現する。

問2 高度情報社会において日本が世界でどのような役割を果たすべきか注目されている。

(a) そのために重要とされる課題は何か。

(b) その課題の解決のために何をなすべきか。

この(a)(b)について、問1で作成した図をもとに考察し、一〇〇〇字以内で論述する。

★わざわざ問2の設問文で、「問1で作成した図をもとに考察し」論述するよう指示している点に注意。つまり、問1・問2は全く別の設問として考えるべきではない。あくまでも、問1の「図」は問2の論述を考慮に入れ作成し、問2の論述も問1で作成した図に言及しながら展開していくべきだろう。

2 問1・問2に取り組む前に設問文を分析する

先に述べてきたように、この問1・問2を別個のものとして取り組むと、的外れに終わってしまいかねない。そこでまず、設問文をよく分析し、ポイントを押さえた取り組み方を考えよう。

わざわざ指示されているように、問1の図解は、問2を予め考慮したものでなければならない。つまり、「高度情報社会において日本が世界でどのような役割を果たすべきか」注目されている中で、(a)（その役割を日本が果たすために）重要とされる課題は何か、(b)その課題の解決のために何をなすべきか、という二点に関して、論述の中で自身の考えを明らかにしていく「情報」「素材」として資料（課題文）を読むべきだろう（手順1）。

その読み方としては、資料1・2・3それぞれに関して、何についてどのような立場からどのような主張が導きだされているのか、そしてその論点↓主張の展開の根拠とは何であり、また欠くことのできないキーワードとは何か、確認しながらじっくり読む。その際、それぞれの文章から読み取ったことを、文章の中で使用されていたキーワードを用いて、箇条書きにメモしておく（手順2）。それがあとで役立つだろう。

今度は内容を把握する際作ったそのメモをもとに、三つの資料の「主な論点とその相互関係を図で表現」という、問1の要求に応えよう。ここでは、三つの資料をそのままバラバラに内容把握するのではなく、それを総合的に把握する、あるいは自分なりの視点でそのバラバラの情報を自分なりに捉え直す（再構築する）力があるかどうか、問われていると考えればよい。そしてその捉え直した（再構築した）ものを、他者に図によってプレゼンテーションする力も同時に試されている（手順3）。その際、「資料の中で使われているキーワードを十個程度使い、主な論点とその相互関係を図で表現しなさい」という設問要求を、忘れないようにしよう。そして、問1で作成した図をもとにして、高度情報社会の中で、世界において日本がどのような役割を果たすか注目されているという状況を踏まえ、その日本が抱える課題とは何か、その課題を解決していくために何をすべきか、という二点に関して、自分の考えを明らかにした論述を展開していく（手順4）。「問1で作成した図を基にする」ポイントとは、手順の、三つの文章の内容を自分なりに捉え直す（再構築する）視点・着眼点をこの論述においても活用すること、およびその論述の中で必ず図に関して言及すること、この二点である。

【問1・問2に取り組む手順】

手順1 メインは、「高度情報社会において日本が世界でどのような役割を果たすべきか」注目されている中、(a)（その役割を日本が果たすために）重要とされる課題は何か、(b)その課題の解決のために何をなすべきか、という二点について考え、論述することだという認識を持つ。提示されている三つの資料は、そのための「情報」「素材」であると捉える。

手順2 三つの資料それぞれに関して、何についてどのような立場からどのような主張が導かれているか、その根拠、キーワード等を確認しながら、じっくり読む。その際、読み取った重要な内容を、キーワードを用い箇条書きにメモしておく。

手順3 手順2で読み取ったことを、そのメモを参考にしながら、自分なりの視点で総合的に捉え直し（再構築し）、問1の「資料の中で使われているキーワードを十個程度」「主な論点とその相互関係を図で表現」という要求に応える。

手順4 作成した図を基に、問2の設問要求に応えた論述を書く。その「図をもとにする」ポイントとは、手順3の際、三つの資料の内容を総合的に捉え直した（再構築した）際の、自分独自の着眼点・視点を十分論述にも活用すること、および論述の中で必ず図に関して言及すること。

注意！ この手順はあくまでも一つのアプローチ方法を具体化したものにすぎない。君達自身がこれ以外によい方法を持つのであれば、それに従えばよい。

3 三つの資料の概要

【資料1】

先進工業国になった今日の日本に求められるのは、「模倣」「改良」でなく、欧米に伍して（欧米と同等の位置に身を置き）、自ら「基本技術」「基本特許」をどう生み出していくかである。「日本人にはオリジナリティ（独創性）があるのか」という問題は、今日の現代文明を築き上げる上で大きな役割を果たした「特許」制度の歴史から、明らかにする。

「特許」とは「発明の独占」である。この特許制度は、発明を保護する狙いを持ち、技術を「公開」した代償として、発明者に「独占権」を与えようとするものである。その独占権の効用として、①発明に要した開発費用の回収が可能になること、②社会全体からみて、重複研究・二重投資が回避され、公開された発明の中身が吟味され、さらに違った研究に進展すること、③（特許による発明の保障は）新しい発明および技術開発のための刺激剤になりうること、この三点が挙げられる。

日本は、徳川幕府の「新規御法度」の事例からも明らかのように、優秀な技術があったとしても公にせず自らの内におさめておくというような、変化を嫌う状況が強いられた。こうした中で、「発明の公開」を条件に「独占権」を与えようという、特許の思想は育たない。それは、日本の開国後、福沢諭吉の『西洋事情』によって紹介されたのである。

【資料2】

知識がつねに経済的価値をもつとすれば、知識はそのとき万人の関心事になり、関係者はその私有化を望む。個人の知的業績がつねに先行者の業績に支えられているとすれば、先行者は自分の業績を確保し、後継者にみだりに利用されることを拒もうとする。これが先行者の論理であるが、一方、すべての知識に生産者のラベルを貼り、その人に当の知識の経済価値を付与することはできないという、後続者の論理も存在する。その論理によると、既存の知識は公共財ということになる。知識には、コピーされやすい、だれの専有にもなりにくいという性格があり、そこから知識が公共財としての特徴を備えていることがわかる。

法律や技術標準など、明らかに公共財とみなせる知識は、社会成員の共通ルールまたは共通感覚を支え、それで社会は秩序を維持

できる。こうした共通知識については、権利を個人に専有させることはできない。つまり、「先行者の業績」は「社会の共通知識」となり、「知識は私有化すべき」という先行者の言い分と、「公有せよ」という後続者の意見がぶつかる。この矛盾に折り合いをつけるため、知識を分類し、ある部分は有償として個人に帰属させ、他は無償として社会の共有とする工夫が必要になる。この分類を制度化したものが知的所有権制度である。知的所有権には、工業所有権と著作権がある。

この制度は先行者の立場からその利益保護を目的としたものであり、様々な視点から、知識の私有についてはつきりした制限が設けられている。これを日本の現行法を基に整理してみると、①定義による制限、②時間的・空間的制限（特許権Ⅱ出願後二十年・出願国内限定、著作権Ⅱ死後（個人）または公表後（法人）五十年・国境制限なし）、③手続き的制限（特許権Ⅱ出願が私有化の条件であり登録により権利確定、著作権Ⅱ特許権のような制限なく権利あまい）、④公共性からの配慮、⑤何を私有できるのか、ということになる。

①の「定義による制限」とは、特許法では「私有化できる知識」（Ⅱ「特許発明」）である。その「特許発明」とは、アイデアを含むが発見は除外され、また数学的・経済的法則およびゲーム的法則は除外され、新規性、進歩性がなければならない。著作権法では、私有できる知識つまり「著作物」とは、表現が対象でデータを除外し、産業上の利用は除き、差異性があれば新規性、進歩性はなくともよいものである。また、④に関しては、特許権では薬品などに関する知識のように私有を認めない分野があり、著作権においては、公共領域で発生し、公共性をもつ情報については、私有が許可されない。⑤に関しては、特許権では情報の使用、著作権では情報を複製することを私人の権利とする。

【資料3】

資本主義は、商人資本主義、産業資本主義、ポスト産業資本主義という三形態に分類できる。この分類は、それらが違うことを言うためでなく、原理的には同じであることを言うためのものである。では、その資本主義の基本原理とは何か。それは、差異性こそが利潤の源泉ということである。

ところが、一九七二年以降、アダム・スミス以来の資本主義像に対して、先進資本主義国において顕著となったポスト産業資本主義的あるいは情報資本主義的傾向が、事実により異議を唱えることになった。なぜならば、それは企業間の情報の差異性の媒介や、差異性そのものでしかない情報自体を商品化することにより利潤を生み出していく資本主義の形態であったからである。その事実と

は、コミュニケーション手段として誕生したインターネットを、商売の道具として使用し、情報そのものを売買する場として使おうという動きである。つまりインターネット上では、モノそのものではなく情報そのものを商品としてやりとりするポスト産業資本主義の形態のみが可能であり、実際いまその純粋な実験場になっているのである。問題は、コンピュータ・ネットワーク上では情報が全て他人に簡単にコピーされてしまうことである。それは価値Ⅱ差異性という資本主義の立場からすると、情報の差異性を失わせ無価値にしてしまい、原則的には情報を商品化できなくなってしまう。ここに大問題が生まれるわけだが、この問題は数学における暗号システム論により解決され、インターネットを通してどのような情報でも秘密のまま送ることが可能となり、売買が可能になる。まさに純粋なポスト産業資本主義の成立である。

現在インターネット上では二つの力が争っている。一方は、名前が重要な役割を果たす贈与交換の世界としてインターネットを保ち、そこから資本主義の原理を排除しようとする動きである。その例としてコピーレフトが挙げられる。もう一方は、資本主義化への動きであり、コピーレフトに対抗する手段となるのが暗号化の技術である。この後者の動きは強く、前者の動きには自己矛盾がはらまれている。その自己矛盾とは、インターネットは原則としてすべての人の自由参加を前提としているが、贈与交換の世界とはそれが何らかの意味で閉じていることを必要とすることである。

資本主義の見方には二つあり、一つは自由放任にしておいても「見えざる手」の働きによって自己完結性を保っていくシステムであるというもので、アダム・スミス以来の伝統的な経済学の立場による。これに対するもう一方の見方（「私」の見方）は、純粋資本主義とは自己矛盾的なものだという見方である。それは、まさに貨幣経済ゆえに、完全な自由放任にまかしては、必ず恐慌やハイパーインフレーションに至る可能性を持っているということである。しかし、現実の資本主義経済は、なかなか崩壊せず、そこそこの安定性を保っていた。その理由は、現実の資本主義経済がどこかで不純なものを含んでいるからだと考えられる。これに対して、インターネット上の資本主義は純粋化された資本主義であり、それゆえ、そこでは資本主義が本来抱えている不安定性がはるかにはっきりと出てくると考えられる。皮肉なのは、このようなインターネット資本主義の不安定性を救う主として、インターネットの世界が資本主義化していく力に抵抗しようとする動きであるコピーレフトが、何らかの役割を果たす可能性があるという点である。これが、インターネット資本主義を不純なものに保ち、それを純粋資本主義の持っている本質的な不安定性から救いだす役割を果たすことになるかもしれない。

4 問1へのアプローチ：資料（課題文）の内容を独自の視点から再構築する

まず、三つの資料の中で自分にとって読みやすかったもの、特に興味を引いたもの、日頃から関心のあったテーマのもの等、どれか一つの資料を出発点としてみよう。その資料の論点と他の二つの資料の論点との相違は何か、内容に関連するところはないかなど、資料一つひとつを「バラバラ」に「読む」のではなく、「主な論点とその相互関係」を「総合的に読む」作業をする。

例えば、【解答例①】は、まず資料3を出発点としている。その資料の中で言及されていたインターネット上の「資本主義化の動き」と「贈与交換の世界（として保とうとする動き）」の二つの考え方の衝突は、資料2の「経済価値を付与」された「私有化できる知識」と「公共財的な知識」という知識の社会的位置づけをめぐる矛盾と重なることを見出している。それは、情報が持つ「差異性そのもの」という側面と「簡単にコピーされてしまう」側面にも重なり、その前者の側面による情報の経済的力が特許制度の確立に繋がる。このように読むことにより、「二つの考え方（力）」「二つの側面」「矛盾」に着目していくことが重要なのではないかと気づいたと言えよう。その着眼点に従い、「独占」「公開」「特許」（資料1）、「私有化できる知識」「公共財としての知識」「特許」（資料2）、「差異性」「コピー」「暗号」「インターネット上の二つの力」「純粋化された資本主義」「贈与交換の世界」（資料3）などのキーワードを用い、図解している。

また、【解答例②】は、三つの資料を読んだ後、日本では、「独創性」に基づく「発明」「技術」が、「公開」を条件に「独占」権を与えようとする特許の思想が育たなかったため、生まれにくいという状況が存在すること（資料1）、「知識」（資料2）、「情報」「インターネット上の資本主義」（資料3）等について、分析・検討する際に重要な視点・視座として、「公」と「私」があるのではないかと考えたことに基づいている。

なお、問1の設問文には、「資料の中で使われているキーワードを十個程度使い、主な論点とその相互関係を図で表現」せよ、とある。この表現からすると、その「主な論点」とは三つの資料それぞれのものに限定し、相互に関わらせて図解すべきなのか、あるいは（資料の論点を踏まえた上での）問2の自分の論述の論点まで意識して図で示すべきなのか、迷うところである。しかし、問1と問2の関連性を考慮に入れると、やはり後者と考える取り組みべきだろう。

また、この「資料の中で使われているキーワードを十個程度」という表現に関しては、あまり厳密に捉える必要はない。「キーワード」と言ってもあまり長くなければ「キーセンテンス」的なものでも構わないし、「十個程度」という数に関しても多少の過不足は許されるだろう。要するに、どれだけ資料（課題文）を独自の視点から「再構築」できているか、そしてそれを他者にどれだけわか

りやすくプレゼンテーションしようとしているかが問われているのである。

5 問2へのアプローチ：問1で作成した図をもとに論述する

この設問に明確に応えるためには、提示されていた三つの資料（課題文）から直接有効な情報が得られるわけではない。例えば、資料1の「今日の日本に求められるのは、『模倣』『改良』ではなく、欧米に伍して、自ら独創的な技術・発明を生み出していくことだ」という主張を、鵜呑みにして繰り返しただけの論述を書いた人はいないだろうか。ではその「独創的な技術・発明を生み出していく」ための課題とは何であり、その解決のためにはどうすべきなのかを、自分なりの視点から考えていかねばならないだろう（**【解答例②】**は、それに関連する課題として、日本人自身が未だに自らの「公あつての私」的精神を対象化できていない点を挙げている）。

また、資料3で「インターネット」について言及されている点に着目し、その内容について十分理解しないまま、「インターネットは世界（社会）を変える」という、巷でよく聞くような一面的な論述をしていないだろうか。そうではなく、まさにそうした「インターネット」パラ色論的発想そのものをしつかり対象化すべきである。

たしかに、インターネットは「誰でも世界中からの様々な情報にアクセスできると同時に、不特定多数の人々にむけて情報発信できるメディア」であり、それによって生活が豊かになったり便利になる可能性も大きい。だからといって、その可能性が全ての人に当てはまるとは言えない。資料3でも述べられていたが、ネットワーク上では情報が簡単にコピーされてしまい、情報の差異性が失われ情報が無価値になってしまうという大問題が生まれることもある。また、「原則としてすべての人の自由参加を前提」としているのに、「情報そのものを商品」としてやりとりする資本主義の原理を排除しようとするには、「贈与交換の世界」すなわち名前が重要な役割を果たす閉じた世界を必要とする矛盾も存在する。

もちろん問題はこれだけではない。いくら「原則としてすべての人の自由参加を前提」にしているからといって、コンピュータを所有しない者も存在すること、そしてそれが「情報を手にしやすい」者とそうでない者との格差を大きくしかねないという問題は、どう考えるべきか。それを「資本主義」の当然の結果として見過してよいのだろうか。

最後に、多様な文化・人種を抱えるアメリカにおいて、インターネットが包含すると考えられていた可能性とは何だったのかという点について言及しておきたい。一つは、その多様な文化・価値観を持った個人がインターネットにより連帯できるという点である。また個人が情報やメディアにアクセスしやすくなることにより、中央制御型の情報システムから脱却できるという点もあるだろう。

そしてインターネット上で投票が可能になったり、政府が開設したホームページに有権者が直接アクセスしその声が届くというよう
な、直接民主主義の可能性もあげられよう。

出典：オリジナル問題

解答

まず、資料Aでは、「集団主義の下での協力の姿勢」である「和」、つまり、日本古来からの伝統的な「同族集団主義」の再評価がなされるべきだ、と述べられている。次に、資料Bでは、今後の「個と共同体との関係」は、政治的、経済的、そして社会的な制度に対する信頼ではなく、そうした共同体のシステムを動かしている人間に対する信頼感を基盤として形成されていくべきだと述べられている。

この二つの文章には、今後ますます進展するであろうグローバル化の中で、これまで軽視され、時に否定的に捉えられてきた、日本社会の集団主義的・協調主義的な価値観を肯定的に再評価してみよう、という共通性が見られる。しかし、資料Bは「複雑で不確実性の高い社会」では多様な世界の調整したい葛藤や摩擦を「縮減」するために、共同体内外での信頼が要請されているのだ、という論旨であって、いわば消去法的な肯定だといえる。それに対して、資料Aでは日本的な集団主義の機能的合理性を高く評価し、「和」のもたらす生産性向上や目標達成への相乗的効果を強調しており、積極的肯定の立場を取っているといえることができる。

さて、この二つの資料に対して、資料Cは、日本の社会に伝統的に、かつ根強く存在してきた集団主義を、グローバル化の進行する今こそ克服するべきだ、と論じている。日本独特の地理的・歴史的条件の中で形成されてきた、自己と異質な存在を排除するような「場所の支配」という原理は、諸外国の多様な文化や社会との接触や交流を進め、日本の社会や日本人が真に自立していくうえで、大きな障害になる、と考えているからである。

私は、資料Cの考え方に基本的に賛成である。グローバリゼーションの進行の過程では、地理的にも、歴史的、文化的にも多様で、産業や政治・経済体制も異なる多くの国々が、一つの基盤の上で一層緊密な関係性を保っていく必要がある。それゆえ、価値観や利害を共有するもの同士の集団主義的な協調や信頼を重視する、伝統的な日本の方法には限界がある。価値の共通性を重視する立場は、異なった価値観の否定と排除につながり、結局は自閉的傾向につながり得るし、自己のうちに多様性を包含できない社会が、多様性そのものである国際社会の中で生き延びていくことは極めて困難である、と考えるからである。

1 課題文の内容

まず与えられた三つの資料文の内容を概観してみよう。

【資料A】

① 組織における相互協力としての「和」

- (a) 「〈縁〉約の原理」の下での「集団主義」の運営に当たっては、成員間の「和」が最も重要な要件となる。
- (b) 和は単なる協力や協調でも、精神主義的な倫理思想でもない。それは自己と集団の利害の一致を前提とした相互協力体制であり、同時に成員各自の利害が長期的バランス・シートによって調整される仕組みである。
- (c) しかし、和が強調されるところでは、成員の自己抑制が求められる。個人の独創性よりも協調性が重視されるからである。

② 職場の要件『人の和』

- (a) 「人の和」は、日本人にとって、生活体験のなかから抽出された第一原理である。
- (b) まず最初に集団のまとまりを確保し、その上で組織目標の達成を図る場合、「和」は成員相互の調和によって仕事をはかどらせ、業績をあげることに直結する不可欠の要件である。
- (c) 個人主義的な価値観から見れば、「人の和」という理念は、二次的なもの・胡散くさいもの・時代に逆行する古めかしいもの。
- (d) しかし、集団主義の持つ「機能的合理性」が再認識されるべきである。和に基づく集団主義によって、「個」では産出不能な成果を達成し得る（相乗効果）ことは、日本の企業が示す国際的にもずばぬけた高い生産性からも明らかである。

【資料B】

① 近年の社会改革や世論形成の指し示す方向 市場経済、個人主義、リベラル・デモクラシーなどの確立

- (a) 「全体主義の残滓」を清算することが、戦時体制終結の課題。
- (b) 経済学や政治学の専門家たちは、現在の全体主義を残した「日本型社会」を改革し、公正で透明な市場とデモクラシーの実

現が、今後の日本にとって不可欠だと考えている。

- (c) 「日本的」という形容詞付きで呼ばれる曖昧さを伴った諸システムは、グローバルな時代には変革されるべきもの。
- (d) しかし、そうした市場の経済学やリベラル・デモクラシーの政治学が見落としたのが「信頼」という変数（注：「政治や経済、社会全体を動かして行く基本的要素」といった程度の意味で用いられている）。

②（複雑性と不確実性を高めている）現代社会において、「確実性」の根拠をどこに求めるか。

- (a) グローバリズムは世界の均一化ではなく、むしろ多様な世界の調整したい葛藤や摩擦を高めつつある。この現代社会の全面的な不透明さの中では、「信頼」に確実性の根拠を求めて行くしかない。
- (b) 複雑で不確実性のきわめて高い世界では、信頼は、「複雑性を縮減」するメカニズムとして働く。また、信頼を生み出すものは必ずしも、密接で直接的な人間関係における情緒的なものではない。
- (c) 現代社会では（アメリカ大統領の意志決定、国際関係のシステム、円・ドル・マルクなどの通貨、中国共産党首脳部の決定など）直接的には知らない他者やシステムを信頼する以外にはない。
- (d) このような信頼は、結局システムを動かしている人間に対する信頼が基盤である。そして、人間に対する信頼は言葉を媒介としたコミュニケーションの継続による価値観の共有から生じる。

【資料C】

① 日本文化の深層構造の特色

- (a) 人間関係が密接で場面や場所による拘束がつよく、主体が曖昧で、観念と経験の分裂が起こりやすい。
- (b) 主客の同一性がつよく、また、「今」が第一義的に考えられるため、新しい現実に応じやすい反面、過去と未来につながる責任の所在が曖昧になりやすい。
- (c) 自我へのこだわりが少なく、容易におのれを空しくできる。
- (d) 形式の純粋化・形式の徹底化を通じて、日本の文化は歴史を超えた持続性を持つことができた。

② 「場所的権力」としての天皇制

- (a) 日本はまわりの海によって、国家的な同一性や文化的同一性が守られてきた（地理的・歴史的条件）。
- (b) 古代以来維持されてきた天皇制は「場所的権力」と呼ぶべき在り様を示している。
- (c) その結果、日本における「個」と「共同体」との関係は、「場所に帰属するか帰属しないか」というかたちであられることになる。

③ 日本社会の「帰属」と「排除」

- (a) 日本社会における「場所の支配」は、個人を共同体の「場所」に「帰属する者」と「帰属しない者」とに分ち、前者には内部にある者として恩恵を与え、後者には外部にあるよそ者、場違いな者として冷ややかに扱う。
- (b) 場所に帰属しない者とは、場所の内部における支配的な者への反抗者や敵対者ではなく、争いや勝負のための共通のルールを認めない者たちである。
- (c) ルールを認めない者は、元々存在しなかったかのように扱われ、その場所のなかで、言葉と存在とを失わされる。
- (d) 日本の社会では支配的な価値への帰属や従属は「みんながそうするから、そうしたほうがいい」というソフトな仕方で行われる。

④ 今日の日本と場所の支配

- (a) 今日の日本は「場所の支配」のうちに安住することはできない。
- (b) 過去においては「場所の支配」は日本の社会と文化のアイデンティティを確立し、維持するのに有効だった。
- (c) しかし将来に向かって、諸外国やその文化という他者との間で開かれた対話を行ない、真の自立を達成するうえでは、大きな障害になる。
- (d) 「場所の支配」がどのような構造を持ったものであるかを、明確に確認することなしには、場所の過剰な支配から脱し得ない。

2 資料の分析と考察

三人の筆者がそれぞれの主張を進めていく上で、共通に持っている前提が存在する。それは、現在の日本の社会が「集団主義的」で「個」よりも「全体」を重視し、優先するような社会である、という認識である。だが、そうした日本の集団主義的・全体主義的性格をどのように評価し、どのように対応していくべきだと考えるか、という段になると、まさに三者三様の論調となっている。

以下で、「個」と「集団」の関係性という点に絞って、三人の主張を整理してみよう。

【資料A】

筆者の主張は明確な「集団主義肯定論」である。集団の利益を優先させ、他の成員との「和」に基づいた相互協力を通じて、個人では達成しえない大きな成果を挙げることができる。ここでは、全体の和を乱す恐れのある「独創性」よりも、全体の共同作業を円滑に進めて行く為に不可欠な「協調性」が重んじられる。

このような「集団主義」の機能的合理性は、日本の企業が示す国際的にもずば抜けた高い生産性からも明らかだ、と筆者は強調している。

筆者の主張は、個人主義的な価値観ばかりが声高に叫ばれる現在の風潮に対して、正面から集団主義の意義と価値を主張したものである。特に、とかく感情的・精神主義的に捉えられることの多い「和」の観念を現実的機能性の面から説明するなど、合理的・論理的に「集団主義」を根拠づけようとしている点に留意する必要がある。

だが、バブルの崩壊以後、様々な面で日本の企業や経済構造全体の矛盾や問題点が露呈しつつある現在、筆者の「日本企業礼賛」に近い評価をそのまま受け入れる訳にはいかないかもしれない。そもそも、筆者も述べているように、集団主義的な「和」の中で各成員間の利害を調整し、集団全体の利害と一致させる為には、成員が長期間固定して集団に帰属している必要がある。だが、いまや日本の「終身雇用制」システム自体が崩れつつある状況であることから、筆者の主張には一定の留保を付けざるを得ない。

【資料B】

いまだに根強く残存する「集団主義的・全体主義的」傾向を払拭し、「個の確立」に基づく政治的デモクラシーと公正な市場を実現することこそが現在から将来にかけての日本の課題である、という一般的論調に対して、筆者は「ますます複雑性と不確実性

を高めている」現代においてこそ、「他者に対する信頼」が不可欠のものとして要請されているのだ、と反論する。筆者にとって「自立した個人から構成される近代社会」という観念は「フィクション」に過ぎない。社会とはまず「関係性」から始まる、という訳だ。

つまり筆者の視点は、「近代的個人主義」の考え方に批判を加え、現に存在する諸制度とそれを担う人々との関係性の樹立と維持を優先させるべきだ、というもので、その意味では、「関係主義」・「信頼主義」とでも称するのが適当なのかもしれない。

しかし、筆者の主張を現実に応用するならば、各人の差異や個々の利害などは、共同体や関係全体の網の目の中に埋没させられてしまう危険性もある、と言わざるを得ないであろう。

【資料C】

筆者は、日本の集団主義は「ある場所に帰属するか帰属しないか」という「場所の支配」のかたちをとる、と述べる。つまり、日本人はその場その場での全体の流れに応じて意思決定や態度の表明を行なうため、良く言えば「現実的適応力」があるともいえるが、逆に見れば「責任感や主体性にかける」ということになる。

日本の社会における帰属への要求は「みんながそうしているから」という、ソフトではあるが非論理的なかたちでおこなわれ、その「場」の支配的ルールを認めない者は「最初から存在しなかった者」として扱われて排除される。それは、支配的な価値観や規範そのものへの疑問や反論を最初から認めず、常に成員に帰属を要求しつづけるといふ極めて閉鎖的・固定的な集団主義だといえる。

だが、筆者はこの日本の集団主義を一概に否定している訳ではない。これまでの日本の歴史においてはこうした「場所の支配」は日本の社会と文化のアイデンティティを確立し維持するのに有効だったと評価もしているのだ。しかし、国際化が不可欠の要請となっている今、諸外国という他者との間で開かれた対話を行ない、真に国や社会として自立していくためには、常にその場の大勢に「帰属」することはかりが重視されるような構造は改めていくべきだと筆者は主張する。

筆者の論理は非常に明快で、日本の現在を見据えたものではあるが、やはり「日本という国」・「日本の社会」・「日本の文化」の自立、という側面からの議論に重点が置かれており、「個々の人間」にとつての「自立」や「主体性」をいかに確保していくか、という視点は必ずしも明確ではないと言えるかもしれない。

3 答案の作成の基本方針

答案の作成に当たっては、1・2で述べたような、各資料文の論点を読み取ったうえで、次の四つの設問要求に応える必要がある。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 三つの資料のそれぞれの論点を明確に示す。② それぞれの資料で述べられている主張の共通点と相違点を明確に示す。③ 日本の社会が今後どうあるべきか、について、自分自身の考えを示す。④ 以上の内容を一〇〇〇字以内でまとめる。 |
|--|

この際、さらに次の点に留意することが望ましい。

- (1) 簡潔・明快な記述を心がけ、散漫な記述に陥らないようにすること。
- (2) ①・②・③それぞれに対応する内容が相互に関連し、文章全体としての統一的視点が示されていること。

設問文自体に「以下にあげた三つの資料は、『日本の社会における個と共同体との関係性』について論じられたものである」とあるのだから、その視点に沿って各資料を読み取っていくこと。設問の指示からまったく離れた読解はしないように気をつけて欲しい。

4 解答例の考察

解答例は、(資料A)と(資料B)を「集団主義」を肯定的に評価したもの、(資料C)を「集団主義」を批判的に捉えたもの、という理解に基づいて作成されたものである。

しかし、同じ集団主義を肯定するのでも、(資料B)の論調は、「自立した個人に基づく社会」という近代個人主義的社会観が虚構である以上、「相互の信頼関係」を出発点にするしか方法がない、という理由で「消去法的に集団性・共同性の優越」を主張しているものであり、集団主義の機能的合理性を強調して「積極的に集団主義を支持する」(資料A)との違いを指摘している。

そして(資料C)が他の二つの資料とは異なり、明確に「集団主義を批判」していることを示したうえで、基本的に(資料C)の視点を支持するというかたちで自分の見解を表明している。

ただ、(資料C)は哲学的な文章であるため、集団主義の問題点の指摘にしても抽象的な記述になっている。それゆえ(資料C)を支持するような論調で答案を作成する場合は、特に自分なりの独自の視点から具体的説明を補っていく必要があると言えるだろう。

(補説)

なお、資料の内容は解答例以外の解釈も可能である。

例えば、(資料A)と(資料B)とは今後の日本の社会のあり方を、あくまで政治的・経済的な存続と発展という現実的な視点から考察しているのに対して、(資料C)は真に自立した社会という社会の理念的・質的側面から考察したものだ、と考えることもできる。

このように見れば、厳しい国際社会の只中で生き抜いていくために「集団」や「関係性」を重視するのはもっともで現実的な選択だとも言い得るし、逆に社会の内面的自立を強調して集団性を否定する(資料C)を非現実的な観念論だ、と批判することもできるだろう。

また、(資料C)の考察の部分でも述べたが、論調はあくまで「日本の社会」という「集団」の側からの考察であって、「個の主体性と自立」という視点から述べられたものだとは言えない点に触れて論評してもよい。



会員番号	
------	--

氏 名	
-----	--